

(新) 国指定鳥獣保護区生息環境改善調査事業費

10百万円(0百万円)

自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室

## 1. 事業の概要

国指定鳥獣保護区では、生物多様性の保全の観点からは未だ十分な科学データによる管理水準の確保は図られていない。このため、近年、河川流入量が減ったことなどによる水量の減少や富栄養化等を背景とした水質悪化のほか、土砂流入等による陸地化、浅底化なども生じ、生物多様性の保全を図るための国指定鳥獣保護区の適切な管理が十分に果たされない状況にあり、科学的なデータに基づく効果的な管理水準の確保などが課題となっている。

このようなことから、適切な保全管理の手法の検討が必要な国指定鳥獣保護区12箇所について、自然環境の調査等を実施し、環境改善の方法の解明、科学的なデータに基づく生物多様性の保全に資する保全管理手法の確立に取り組み、これらの成果を元に国指定鳥獣保護区全体について生物多様性の保全を図るための管理水準の確保に努めるものである。

## 2. 事業計画

平成26年度までに国指定鳥獣保護区12箇所において、自然環境調査及び科学的なデータに基づく生物多様性の保全管理手法の検討等を行う。

- ・ 平成21～22年度 4箇所
- ・ 平成23～24年度 4箇所
- ・ 平成25～26年度 4箇所

## 3. 施策の効果

科学的な環境調査等を実施して、適切な保全管理手法を明らかにし、国際的にも重要な野生鳥獣の生息地域の適切な管理を図り、生物多様性の保全を推進する。

## 4. 備考

調査費 自然環境調査及び保全管理手法の検討等 10百万円

# 国指定鳥獣保護区生息環境改善調査事業

## 現状の管理水準

- 保護区内の巡視(管理員設置)
  - ・ 違反行為の防止、利用者指導
- 案内看板、制札(標識)等の設置
  - ・ 掲示、解説等による注意喚起、普及啓発
- 環境学習・調査研究等のための施設の整備  
(地域特性などに応じて整備)
  - ・ 水鳥・湿地センター、保護区管理棟、野鳥の森 など
- 指定更新の際に行う簡易な生息種の調査 (10年~20年に一度)

## 生物多様性国家戦略の策定

生物多様性の保全を図るために必要な「新たな」管理水準

国指定鳥獣保護区においては、科学的なデータに基づいた高度な管理手法が不足

国指定鳥獣保護区を取り巻く環境変化などにより、保護区の環境悪化の顕在化に対する管理方法が不明  
(調査検討費用が無いなど)

国指定鳥獣保護区において生物多様性の保全を推進していくためには、科学的なデータに基づいた高度な管理水準を確保する必要がある。

## 鳥獣の生息を脅かす様々な環境悪化のタイプ区分

## 予定箇所の例

予定箇所

### 剣山山系(高知県等)

ニホンジカによる植生被害で裸地化が進んでおり、保護区内の自然環境が悪化してきている。



- (調査、検討すべき課題)
- ・ シカ被害の調査
  - ・ 荒廃した植生の再生策

### 湯湾岳(鹿児島県)

ノイヌ、ノネコなどによるアマミノクロウサギの捕食により生息環境が脅かされている。



- (調査、検討すべき課題)
- ・ ノイヌ、ノネコの食害防止策

### 瀧沸湖(北海道)

畑地等からの土砂の流入による浅底化、農畜産廃水等の流入による水質悪化により渡り鳥の生息環境が脅かされている。



- (調査、検討すべき課題)
- ・ 土砂流入の防止策
  - ・ 水質悪化の防止策

### 佐潟(新潟県)

温暖化等環境変化を背景としてアオコが発生するなど水質が悪化しており、渡り鳥の生息環境が脅かされている。



- (調査、検討すべき課題)
- ・ 水質改善の方法
  - ・ 水生植物の保全

タイプ区分

野生動物の食害や活動により保護区内の植生に影響が生じたり、保護区内の野生鳥獣が周辺環境に害を与えているもの

野生動物により保護区内の保護すべき貴重な野性鳥獣が捕食等の被害を直接に受けているもの

産業活動や都市化等により保護区内の自然環境に影響が生じているもの

温暖化など環境変化により、保護区内の野生鳥獣の生息に欠かせない植生などの自然環境に影響が生じているもの

次年度以降

風蓮湖(北海道)  
エゾシカ食害  
伊奈(長崎県)  
イノシシ食害

ユルリ・モユルリ(北海道)  
ドブネズミがエトビリカを捕食  
大東諸島(沖縄県)  
ノイヌ・ノネコがダイトウオオコウモリを捕食

浜甲子園(兵庫県)  
周辺開発で干潟減少  
名蔵アンバル(沖縄県)  
赤土による干潟減少

ウトナイ湖(北海道)  
鳥類の餌環境の悪化  
小湊(青森県)  
鳥類の餌環境の悪化